

災害時における支援協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦安市において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものとする。

（行政書士による業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (2) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (3) その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の支援に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害応急対策に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- 2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に定める業務について協力するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、その完了後概ね10日以内に甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」（以下「報告書」という。第2号様式）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第8条 乙の業務実施に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担に

については、甲、乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 甲の要請による被災者支援において、相談者は負担を負わない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に定める業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償については、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置について必要により、甲、乙が協議するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及び、この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田 悅嗣

乙 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館4階
千葉県行政書士会
会長 中村 利雄